

日弁連と当会を結ぶ存在に

—就任・退任者インタビューと挨拶—

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

日弁連第71回定期総会 延期のお知らせ
日時 2020年9月4日(金) 12時30分
場所 弁護士会館2階講堂「クレオ」



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

横浜港といえは日本を
代表する貿易港で、豪華
なクルーズ船も数多く寄
港していますが、かつて
は海外へと向かう旅客用
の定期航路がありました
▼有名なところでは、ア
メリカのシアトルへ向か
う航路があり、山下公園
に係留されていた氷川丸
が活躍していました。比
較的近年まで残っていた
のは、ロシアのナホトカ
へ向かう航路で、まだ航
空運賃が高かったころ
は、ナホトカ航路からシ
ベリア鉄道に乗り継いで
ヨーロッパに行くとい
うルートが、お金のない若
者の渡欧手段として利用
されていたそうです▼現
在では横浜港を発着する
航路はなくなりましたが
ましたが、全国に目を向
けると、関西や九州など
から韓国や中国へ向かう
航路があります▼私は、
富山からロシアのウラジ
オストクへ、神戸から中
国の上海へ、定期船で渡
ったことがあります。
船に豪華な設備はありま
せんでしたが、見渡す限
り陸地の見えない大海原
を行く解放感だけで十分
に満足でした▼外出自粛
は緩和されつつありますが
が、遠出することにはた
めらいを感じる毎日です。
つつい、昔の旅行
のことを思い出してしま
いました。気兼ねなく旅
行のできる日が早く戻っ
てきてほしいと思います。

(長谷川 康)

日弁連副会長就任

会員 延命 政之

明や意見書の案を、徹底的に討論してまとめ上げます。今年の副会長は皆さん論客ばかりで楽しく意見を戦わせています。

③業務に伴う苦勞
委員会同士の意見が対立する場合や、委員会の意見と執行部の意見が異なることがあります。専門性が高いテーマについては、何年にもわたり議論してきた委員会の意見が、時として過激なものになることもあります。

④心にかけていること
会員や委員会メンバーと同じ目線で対応することを心がけています。それと同時に、市民が弁護士・弁護士会をどのような眼で見ているのかという視点も忘れてはいけません。

⑤就任中に取り組みたいこと
私は日弁連「COVID-19対策本部」の副本部長を務めています。緊急事態宣言に伴い、市民は外出自粛を企業は営業自粛を余儀なくされました。裁判所や弁護士会には、自らのBCP(事業継続)の素早い対応が求められる、かなりハードな環境なのですが、全国の熱心な弁護士の活動や政策の形成過程等に直に触れることができるダイナミックさがあり、貴重な経験だと感じています。

⑥当会会員に向けてひとこと
会員の皆さんは、神奈川県弁護士会の会員であると同時に、日弁連の会員です。日弁連からの情報にも耳を傾けていただければと思います。

日弁連副会長に就任された今のお気持ちを

会員 武内 大徳

①日弁連副会長に就任された今のお気持ちを聞かせてください。

②日弁連副会長の業務内容

③日弁連副会長の業務内容

④日弁連副会長の業務内容

⑤日弁連副会長の業務内容

日弁連事務次長就任

会員 畑中 隆爾

本年6月1日付で、日弁連事務次長に就任いたしました。

事務次長は日弁連執行部の一員で、事務総長を補佐し、各種委員会等の事務の調整、事務局の監督、対外的事務の処理を行うという役回りです。弁護士次長は6名で、現

在の任期は2年、4か月ごとに1人が入れ替わります。

二川裕之会員、武内大徳会員に次いで、私が当会からの三代目ということになります。これまでほとんどが東京三会からの就任です。

完全な常勤であり、朝から晩まで霞が関の弁護士会館に詰めています。コロナ禍の難しい状況の中で始まり、初めて会う人たちの顔をマスク越しにしか見ることができず、顔を覚えるのに難儀しています。

退任しました！

会員 青木 敦子

本年5月末日をもって日弁連事務次長を退任した。2年に渡る霞ヶ関通いのを終え、今はなんとなく脱力した日々を過ごしている。

私が次長に就任したのは2018年6月1日、日韓バーリダーズ会議の日であった。当時の手帳を見直すと、6月以降、一気にスケジュールが溢れている。事務次長は、日弁連の基幹会議すべてに出席するほか、1人で30近い委員会を担当するため、とにかく会議に追

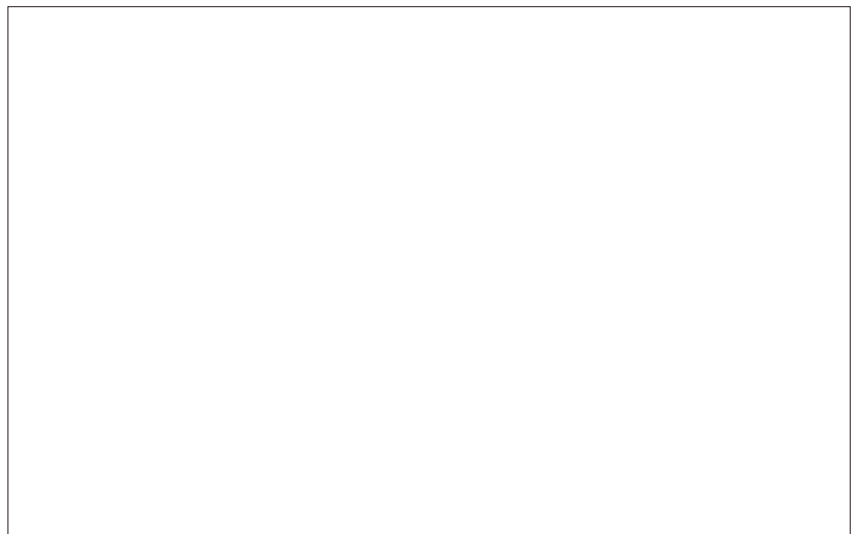
われてしまう。だいたい、1週間で25回くらいの会議に出席していた感じだ。会議のない時間は、電話をかけたなり、職員の仕事に忙しすぎたり、意見書や会長声明の文案を点検したりと息つくヒマがない。そのうえ、あちこちから膨大な数のメールが届くため、1時間くらいPCを離れるとたちまち20〜30通の未読メールが溜まってしまふ。次長同士では、よく「未読が200を超えちゃった」「おれは300を超えてるよ」などとボヤきあったものだ。

事務次長は、弁護士が6人、職員が1人の7人体制で、弁護士次長は4か月1人交代する。次長交代のたびに所管業務がシャッフルされるので、幅広い分野を経験することになるが、私の場合、2年の任期を通じて担当し続けたのは、法曹養成財務・経理、消費者保護等であった。いずれもまったく馴染みのない分野だったので、専門委員会の議論に付いていくのは大変だった。とくに、法曹養成の分野では、司法試験の在学中受験の導入等、法科大学院制度の改革時期に重なったため、法務省や文部科学省、法科大学院協会等との協議を繰り返し、政党ヒアリングや国会議員レクに駆け回る等、大変に自身の濃い経験をさせてもらった。

本年6月からは、私の後任として畑中隆爾会員が就任している。畑中会員には、ぜひ健康に留意して、次長の職務の楽しさ、面白さを満喫してもらいたい。そして、私はこの貴重な経験を通して得た知見を当会の会務運営に還元し、支えて下さった皆さんに恩返しさせていきたいと思います。

How About ADR?

本記事を執筆している現在(本年6月末)、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除され、日常生活や経済活動がようやく戻りつつある。その一方で、今もなお、連日のように新規感染者数が数十人いるとの報道がなされており、予断を許さない状況が続いている。



感染症対策のためのスクリーンを設置

このような状況の中、当会紛争解決センターでは、和解あつせん・仲裁手続を安心して利用していただけるよう、手続期日において、利用する会議室や当事者の控室への入室人数を制限したり、関係者に対してマスク着用を求めると、当会の新型コロナウイルス感染症対策の方針に従った対策を実施することとして、新件の受付を再開している。

日常生活において生じたトラブルのほか、新型コロナウイルスを原因としたトラブル(賃料に関するもの、解雇といった労働問題など)のように特に早期解決を求められる事案に対しても対応できる。是非利用していただきたい。(会員 廣瀬 和之)

理事者室

だより

コロナ禍での新たな対応

副会長 佐藤 光輝

この原稿を執筆している6月末の段階で、理事者に就任して3か月が経過しようとしている。任期の4分の1を経過したことにな

る。例年の理事者であれば、そろそろ理事者業務にも慣れてきたころであり、楽しみもそれなりにあるのかもしれない。しかし、今年はずいぶん

とおり、コロナ禍の対応で毎日のように新しい問題、非日常的な問題に直面している。いったん閉館した弁護士会館の再開、中止した法律相談等

の再開等、正解のない道を模索している毎日である。この点では、会員の皆様にも多大なご不便をおかけしてきたことにお詫びを申し上げるしかない。他方、コロナ禍に悩まされているのは、上記の弁護士会業務の問題に限られない。今期執行部は4月1日の新理事者就任披露会を始めとする様々な行事が中止となつて、公的な懇親会は6月30日の会員激励慰労会まで全くなかった。懇親会も出席者数を限定し、料理提

供方法も着席式ワンプレートとしたうえで、テーブルの数も減らし、1テーブルごとの着席者数も減少させるなど、工夫を凝らして実施した。今後の行事についても、コロナ感染拡大防止については常に念頭に置かなければならないものとなるであろう。コロナ禍の中で新たな対応がいつまで続くのか、予断を許さないが、早期に収束することを祈る毎日である。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて公判期日の取り消しが相次ぎ、法廷外での取材が続いた。そんな中、横浜市西区のJR桜木町駅近くで2018年10月、路線バスが道路脇の柱などに衝突し、乗客5人が死傷する事故で自動車運転致死傷法違反(過失運転致死傷)の罪に問われたバスの運転士の判決公判があった。

私は事故当時、県警担当として取材をした。運転士は会社で逮捕前、「意識がもうろうとした」と説明。会社は、運転士が睡眠時無呼吸症候群(SAS)で治療をしていたと発表した。紙面では、就業可能という医師の判断、「S

継続して取材する重要性

皆さんから記者クラブ

ASと判明したからといって直ちに乗務から外すなどの差別は厳禁」という国土交通省

公判では、運転士が事故後に「神経反射性失神」と診断されたことが明らかになり、

事件や事故の発生時、背景を知りたいと取材をする。今後の捜査に支障が出る」と言われ、なかなかうまくいかないのが現実だ。

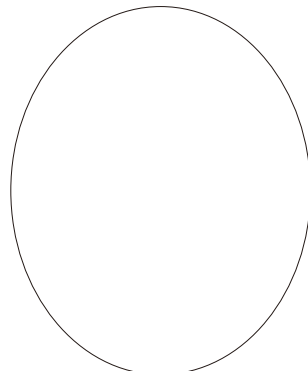
今回の裁判で、当初の断片的な情報で「SASが原因では」と決めつけず、継続して取材する重要性を痛感した。法廷では、「なぜ」や「どうしたら二度と起こらないのか」が明らかになる。そして、議論は法律や制度の改正など法廷の外へ広がっていく。裁判員裁判が再開し、公判期日も増えてきた今、このことを忘れずにいたい。(朝日新聞記者 神宮司実玲)

のマニュアルと共に、「県警が事故との因果関係を詳しく調べている」と報じた。

判決は、運転中に視界がぼやけ、その後意識を失ったとして

「理屈」と「人情」を備える

会員 齋藤 慶邦 (68期)



私は、人情の弁護士である。幼い頃から弁護士を志し、依頼者に寄り添い依頼者に喜んでいただくような日々仕事に邁進している。杓子定規に法を当てはめるのではなく、柔軟な解決を希求する。

そんな私も、今や常議員である。初めての常議員会では、まず会議体の原則として、定足数の確認、それぞれの議題で質問、意見、採決へと進んでいく。なんと堅苦しいことか、とは口が裂けても言えない。最近、我妻先生の「法律における理窟と人情」(日本評論社・1987

年)を読み返した。我妻先生曰く、法律家は二兎を追わなければならない。ここぞという二兎とは、「理屈」＝法的安定性(一般的確実性)と「人情」＝(具体的妥当性)である。人情派である私の在野精神は、ややもすると安定性を欠き、恣意的な三百代言に成り下がる。安易な例外を濫用せず意思決定をするという堅苦しい決断は、それがその価値であり、守り続けるべき「理屈」なのである。だからこそ、この「理屈」は、時の権力や社会情勢の変化に耐えて、弁護士の自治を守ってきた。この意思決定の「理屈」は、法律家として追わなければならない。たとえば、私の財布の中身が寂しいという具体的な事情が捨象され、毎月

編集後記

今号も短めです。断捨離という言葉が流行ることもありますが、簡素になるのはナカナカです。新聞は会を映す鏡ともいわれれておりますが、さらに短くなるのか、元に戻るのか。皆様心がけ次第でございます。

- デスク 勝俣 豪
- 記者 本間 久雄
- 長谷川 篤司
- 川添 啓明
- 安達 慎司
- 青木 敦子
- 長谷川 康